

# 運転免許取得を考えている方へ お知らせ

改正道路交通法により、準中型免許が新設  
(平成29年3月12日施行予定)されます。

法施行後は、普通免許で乗車できる自動車の基準が変更されることから、普通免許取得を考えている方は、法施行前までに普通免許を取得することをお勧めします。

## 【主な変更内容】

- 平成29年3月11日(法施行日前日)までに、普通免許(以下「普通免許」という。)を取得した場合。
  - 普通免許は「準中型5t限定(車両総重量5t未満)」免許となる。  
(既得権)
- 平成29年3月12日(法施行日)以降に、普通免許(以下「新普通免許」という。)を取得した場合。
  - 新普通免許は、車両総重量3.5t未満で最大積載量2t未満で、普通免許より小さくなる。  
(普通免許 車両総重量5t未満で最大積載量3t未満)

## 施行前後における普通免許の対応関係

● 車両総重量と運転免許区分の関係

